

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 地域政策課

不利益処分の内容	市民交流センター利用の承認の取消し
根拠法令等及び条項	栃木市市民交流センター条例第8条、栃木市市民交流センター条例施行規則第7条、第8条
根拠条項	栃木市市民交流センター条例第8条、栃木市市民交流センター条例施行規則第7条、第8条
参考事項	
設定等年月日	令和 元年 6月26日設定 令和 元年9月30日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市市民交流センター条例抜粋 (利用承認の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、第6条第1項の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は市民交流センターの管理上特に必要があると認めるときは、当該承認に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為により利用の承認を受けたとき。</p> <p>(3) 利用の承認の条件又は関係職員の指示に従わないとき。</p> <p>2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。</p>
	<p>栃木市市民交流センター条例施行規則抜粋 (利用承認の取消し等)</p> <p>第7条 市民交流センターの利用の承認を受けた者が、当該承認を取り消そうとするときは、栃木市市民交流センター利用承認取消申出書（別記様式第3号）に利用承認書を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第8条 市民交流センター（敷地を含む。）内においては、次の事項を遵守しなければならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 物品の販売、寄附の募集その他これに類する営利行為をしないこと。</p> <p>(2) 火気を使用しないこと。</p> <p>(3) 火薬、劇薬等の危険物を持ち込まないこと。</p> <p>(4) 宣伝その他これに類する行為をしないこと。</p> <p>(5) 広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置をしないこと。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。</p>